

## 発電業の細分類項目における説明文の修正

分類名	第12回検討チームにおける改定素案	第15回検討チームにおける改定素案
3311 発電業	<p>自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物又は蓄電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気若しくは自家用発電又は特定供給を行うための電気を発電し、又は放電する事業所（離島等供給のために使用するものを除く。）をいう。</p> <p>○水力発電所；火力発電所；原子力発電所；ガスタービン発電所；地熱発電所；太陽光発電所；風力発電所；蓄電施設</p>	<p>事業者自らが維持、運用する電気工作物（発電用又は蓄電用）を用いて、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業のため、または自家用発電や特定供給を行うための電気の発電、放電を行う事業所をいう。</p> <p>ただし、一般送配電事業により離島等供給を行う事業所を除く。</p> <p>○水力発電所；火力発電所；原子力発電所；ガスタービン発電所；地熱発電所；太陽光発電所；風力発電所；蓄電施設</p>
3312 送配電業	<p>自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業所（発電業に該当する部分を除く。離島等供給又は最終保障供給若しくは特定送配電事業を含む。）をいう。</p> <p>○一般送配電事業；送電事業；配電事業；特定送配電事業；変電施設</p>	<p>事業者自らが維持、運用する電気工作物（送電用及び配電用）により、供給区域において振替供給、接続供給や電力量調整供給を行う事業所（発電事業に該当する部分を除く。）をいう。</p> <p>なお、離島等供給、最終保障供給、特定送配電事業を行う事業所を含む。</p> <p>○一般送配電事業；送電事業；配電事業；特定送配電事業；変電施設</p>
3313 電気小売業	<p>電気の小売供給を行う（一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）事業所をいう。</p> <p>○小売電気事業</p>	<p>電気の小売供給を行う事業所をいう。</p> <p>ただし、一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分の事業を除く。</p> <p>○小売電気事業</p>
3314 電気卸供給業	<p>発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法等により電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業又は特定卸供給事業の用に供するための電気として供給する事業所をいう。</p> <p>○特定卸供給事業（アグリゲーター）</p>	<p>電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）に対し、発電又は放電を指示する方法等により集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業又は特定卸供給事業のために供給する事業所をいう。</p> <p>○特定卸供給事業（アグリゲーター）</p>

【補足】 第12回の改定素案において、「及び」等の接続詞を削除した部分にグレーで着色している。また、今回の改定素案には、以下の3つの要素が分かるように下線を付している。ただし、述部には目的の概念を含む場合がある。 目的：\_\_\_\_\_ 手段：\_\_\_\_\_ 述部：\_\_\_\_\_

分類名	第12回検討チームにおける改定素案	第15回検討チームにおける改定素案
3311 発電業	<p>自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物又は蓄電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気若しくは自家用発電又は特定供給を行うための電気を発電し、又は放電する事業所（離島等供給のために使用するものを除く。）をいう。</p> <p>○水力発電所；火力発電所；原子力発電所；ガスタービン発電所；地熱発電所；太陽光発電所；風力発電所；蓄電施設</p>	<p><u>事業者自らが維持、運用する電気工作物（発電用又は蓄電用）を用いて、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業のため、または自家用発電や特定供給を行うための電気の発電、放電を行う事業所をいう。</u></p> <p>ただし、一般送配電事業により離島等供給を行う事業所を除く。</p> <p>○水力発電所；火力発電所；原子力発電所；ガスタービン発電所；地熱発電所；太陽光発電所；風力発電所；蓄電施設</p>
3312 送配電業	<p>自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業所（発電業に該当する部分を除く。離島等供給又は最終保障供給若しくは特定送配電事業を含む。）をいう。</p> <p>○一般送配電事業；送電事業；配電事業；特定送配電事業；変電施設</p>	<p><u>事業者自らが維持、運用する電気工作物（送電用及び配電用）により、供給区域において振替供給、接続供給や電力量調整供給を行う事業所（発電事業に該当する部分を除く。）をいう。</u></p> <p>なお、離島等供給、最終保障供給、特定送配電事業を行う事業所を含む。</p> <p>○一般送配電事業；送電事業；配電事業；特定送配電事業；変電施設</p>
3313 電気小売業	<p>電気の小売供給を行う（一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）事業所をいう。</p> <p>○小売電気事業</p>	<p>電気の<u>小売供給を行う事業所をいう。</u></p> <p>ただし、一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分の事業を除く。</p> <p>○小売電気事業</p>
3314 電気卸供給業	<p>発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法等により電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業又は特定卸供給事業の用に供するための電気として供給する事業所をいう。</p> <p>○特定卸供給事業（アグリゲーター）</p>	<p>電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）に対し、<u>発電又は放電を指示する方法等により集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業又は特定卸供給事業のために供給する事業所をいう。</u></p> <p>○特定卸供給事業（アグリゲーター）</p>